

小規模農業者向けの 農業用機械購入補助制度があります！

長浜市小規模農家営農継続支援事業補助金



補助対象者

次の(ア)～(カ)の全てを満たす農業者

- (ア) 市内に住所を有し、かつ、市内で農業を営む者
- (イ) 水稲共済加入者であること
- (ウ) 水田活用の直接支払交付金において、麦・大豆・そば等の交付金の対象外の者
- (エ) 5年以上継続して営農し、経営面積を現状維持する見込みがある者
- (オ) 市税及び国民健康保険料(税)に未納がない者
- (カ) 過去に本事業の利用をしたことがない者

補助対象機械

- トラクター(アタッチメント等関連農機具を含む)
- コンバイン
- 田植機(溝切機等関連農機具を含む)
- その他水稲耕作用の汎用機械

*下取りがある場合は下取り価格控除後の購入費用が対象

*これまで使用してきた農業用機械は原則処分すること

*中古機械については、残存耐用年数が2年以上のものであり、販売事業者を介しての購入に限る。

補助率・補助額

補助対象経費の10分の3以内、上限30万円

*購入費用が30万円に満たないものは対象外

お問い合わせ先

〒526-8501

長浜市八幡東町632番地

長浜市役所 産業観光部農業振興課

TEL 0749-65-6522

